

第 1 部 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

1 計画の目的

横浜市緊急事態等対処計画（以下「本計画」という。）は、横浜市危機管理指針（平成16年3月25日総緊第182号。以下「指針」という。）に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害並びに事態対処法（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の事件等の緊急事態（以下「事件等の緊急事態」という。）で、その及ぼす被害及び社会的影響の程度が災害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に相当するものであり、複数の区局が連携して又は統合的に対処すべき場合において、市及び関係機関の対策をあらかじめ定めることにより、対処が有効になされ、市民の生命、身体及び財産の安全が確保されることを目的とする。

2 計画の策定方針

- (1) 事件等の緊急事態の種別ごとに市の対策をあらかじめ定め、即応力を強化する。
- (2) 市における対策の主たる所管局、各区局の役割及び諸活動、実施責任並びに指揮命令系統を明確にする。
- (3) 市及び関係機関等の対策上の役割を明確にするとともに、連携を強化する。
- (4) 事件等の緊急事態の收拾後は、実施した対策の検証を行い、本計画に反映する。
- (5) 社会情勢の変化等を踏まえ、新たな課題及び対策の調査・検討を行い、逐次反映する。

3 計画の修正

本計画は、横浜市危機管理推進会議において必要があると認める場合に修正する。ただし、軽微な修正は、この限りではない。

4 他の計画との関係

(1) 横浜市防災計画及び横浜市国民保護計画

ア 計画間の移行

事件等の緊急事態発生時には、直ちに原因が特定できないなどの可能性があることから、本計画は、横浜市防災計画（以下「市防災計画」という。）及び横浜市国民保護計画との関連性を有するものとし、組織体制及び措置等について計画間の移行を速やかに行えるように配慮する。

イ 計画の準用

本計画に定めのない事項は、市防災計画を準用して対策をとる。

ウ 共通する事前対策の有効活用

災害対策として整備した防災情報基盤網、備蓄物資、避難場所、災害時協定及び他自治体・関係機関との連携方策・応援体制等を、事件等の緊急事態発生時にも最大限活用できるよう、事前対策を確立する。

(2) 関連する他の計画（法定計画・マニュアル等を含む。）

本計画及び関連する他の計画の記載は相互に矛盾抵触しないよう配慮する。対策の実施及び検証等については、法定計画又は分野別計画がある場合には、その定めによる。

5 計画の習熟

各区局は、日頃から調査・研究、研修、訓練等を実施し、本計画及び関連計画等の実現・習熟に努め、危機管理能力の向上を図る。

6 計画的な対策の推進と臨機応変の対応

各区局は、平常時から、本計画に基づく対策を計画的に進め、危機管理の強化を図る。また、想像力を働かせ、事件等の緊急事態及び必要かつ有効な対策をできる限り具体的に想定し、あらかじめ計画するよう努める。その上で、事件等の緊急事態の発生時は、本計画に基づき、迅速かつ的確に対応する。

一方、どれほど計画していても、不測の事態が発生し想定外の状況となるなど、本計画に定めのない又は本計画の定めと異なる対応が求められることも想定し得る。このような場合においても、臨機応変に対応し、市民の生命、身体及び財産の安全確保、被害等の拡大防止並びに市民生活の早期回復等の目的の達成を図るものとする。

第2章 想定する事件等の緊急事態

第1節 想定する事件等の緊急事態

事件等の緊急事態であって、かつ、災害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に相当する程度の死傷者等又は施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会に著しい影響を来たすものとする。

第2節 想定する事件等の緊急事態の種別

1 本計画上想定する事件等の緊急事態の種別

- (1) 感染症
- (2) 家畜伝染病
- (3) 社会インフラ事故
- (4) 危険動物・有害昆虫等による人的被害
- (5) 大気汚染
- (6) 食中毒
- (7) 爆発物・有害物質等事件
- (8) その他事件・事故

2 事件等の緊急事態種別対応計画

事件等の緊急事態の態様に応じた対策は、「第3部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定める。

事件等の緊急事態ごとの主たる所管局は、関係区局及び関係機関と検討・協議し、必要な対策について新たに定め、又は更新を加えて、即応力の強化を図る。なお、主たる所管局は、関係区局による協議の上、危機管理統括責任者が決定する。

3 第3部 事件等の緊急事態種別対応計画の主な構成

- (1) 想定する事件等の緊急事態及び主たる所管局
- (2) 事前対策
- (3) 応急対策
 - ア 組織体制
 - イ 事務分掌
 - ウ 各区局及び関係機関等の諸活動
 - エ 情報受伝達系統（巻末掲載）
- (4) その他必要と認める事項

第3節 関連計画等の策定

各区局は、本計画に基づく活動にあたり必要な事項をあらかじめ計画又はマニュアル等に定める。

第4節 本計画に定めない事件等の緊急事態

事件等の緊急事態に際して、特定の区局の所掌事務との関連性を強く有しており、複数区局による連携した又は統合的な応急対策の実施等を要しない場合は、本計画には定めず、各区局において対処するものとする。ただし、必要と認める場合は、本計画を準用する等、関係区局が連携して対処する。

第3章 対策の基本

第1節 事前対策

平常時から、事件等の緊急事態を想定してその予防に最善を尽くすとともに、応急対策及び事後対策を実施するための準備に万全を期すよう努める。

事件等の緊急事態への対処など危機管理は、全区局、全職員の責務であることを認識し、所管業務について主体的かつ積極的に取り組むとともに、必要な対策がとれるよう体制や手順を随時確認し、備える。

【主な活動（例）】

- 1 事件等の緊急事態に対処する組織体制の整備
- 2 事件等の緊急事態に関する調査及び研究
- 3 危機管理知識の普及と研修及び訓練の実施
- 4 関係機関等との連携の強化
- 5 応急対策に必要な施設、設備及び資機材等の整備

第2節 応急対策

事件等の緊急事態発生時には、被害等を最小限に止めるための応急対策を実施する。市の保有する機能を最大限に活用し、市民の生命及び身体の安全確保を最優先として、事態を迅速に収拾するため最善を尽くす。

【主な活動（例）】

- 1 事件等の緊急事態に対処する組織体制の設置及び職員の配備
- 2 避難及び安全確保の措置等の実施
- 3 情報の収集及び伝達の実施
- 4 広報及び広聴の実施
- 5 消防活動の実施
- 6 被害者の救助及び救護の実施
- 7 保健衛生活動等の実施
- 8 行方不明者の捜索・救出活動等の実施
- 9 被害拡大及び二次災害防止のための応急措置の実施
- 10 インフラ及び公共施設等の応急復旧の実施
- 11 関係機関への応援要請の実施

第3節 事後対策

事件等の緊急事態の収拾後は、市民生活の早期回復と自力復興の促進を図るため、支援などを実施する。再発防止、被害の軽減、対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

【主な活動（例）】

- 1 市民等に対する相談体制の設置
- 2 市民生活の早期回復及び自力復興の促進のための支援の実施
- 3 災害関連死など健康災害防止策の実施
- 4 市民の不安の除去及び混乱した社会秩序の早期回復に向けた対応の実施
- 5 事件等の緊急事態に関する対策の総合的な検証と、検証結果の計画への反映